

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第一百七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>関税暫定措置法第三条第一項（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率）に規定する政令で定める国は、次の表の上欄に掲げる国とし、同項に規定する政令で定める物品は、同表の中欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。</p>					
国名	物品	期間	国名	物品	期間
ロシア	関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に掲げる物品	令和四年四月二一日から令和七年三月三一日まで	同上	同上	令和四年四月二一日から令和六年三月三一日まで